

# 国分寺制度と上野国分寺

東京大学大学院人文社会系研究科教授 佐藤 信

## はじめに

日本古代史に「国華」とも称せられた国分寺や国分尼寺が占める位置は大きい。その意味は、日本列島の古代において抜群の規模を誇る国家的な大造営事業であったというだけではない。鎮護国家を実現し中央集権と民衆支配の精神的支柱とするため營まれたといえるが、とくに地方諸国において一斉に營まれた事業である点で、古代における中央と地方の歴史を立体的にとらえ直す上で重要な鍵となるといえよう。

天平十三年（七四一）の聖武天皇の発願により諸国で營まれた国分寺・国分尼寺には、どのような意図があったのか。全国で營まれた巨大事業の国分寺・国分尼寺の造営は、どのようにして実現したのか。国分寺・国分尼寺は地方社会の中でどのような機能を果たしたのか。諸国の国分寺・国分尼寺の遺跡には、その立地・規模・構造・技術・造営主体・財源・負担・知識・展開・衰退などをめぐってその統一性・地域性にどのような特徴があるのか。…こうした国分寺・国分尼寺をめぐる課題を検討することによって、これまで中央中心に考えてきた日本列島の古代史像をより豊かに組み立て直すことができるのではないか。

国分寺・国分尼寺発願の背景には、不安定な天平時代の政治・社会があった。国分寺・国分尼寺造営をめぐっては、上からの命令だけでなく在地豪族や民衆の協力体制（知識）も必要であった。国分寺・国分尼寺の機能としては、地方の文化・宗教の中心拠点としてだけでなく、先進的な文化と総合技術体系の受容の契機となった面も見逃せない。仏教による国内の精神的統合の面では、国分寺・国分尼寺造営の前後に国内諸郡で展開した古代の寺院建立のあり方も注目される。国分寺は諸国における仏教を代表する寺院であり、国内の仏教を統制し主導する拠点となつたが、この国分寺の造営・経営やそこでの仏教展開は、地方豪族を中心となって展開してきた諸郡におけるそれまでの仏教・寺院に対してどのような影響をもたらしたのか。七世紀から展開していた諸国の方豪族たちによる仏教受容・地方寺院の展開と、「国家仏教」による仏教・寺院の国家的編成を象徴する国分寺・国分尼寺との関係に、律令国家の中央集権性の特徴がうかがえるかもしれない。

こうして、国分寺・国分尼寺を通して諸国で展開した古代史をとらえ直すことによって、中央と地方、地方と東アジア、そして地域間交流のあり方など、境界を越えつつ展開した地方・地域の歴史が見通せるのではないか。そして、古代国家の「中央集権性」の再検討を進めることもできよう。

諸国の国分寺・国分尼寺遺跡の中で、上野国分寺・国分尼寺は、下野や武藏などと並んで国分寺と国分尼寺がセットで良好な保存状況にある点で、きわめて貴重な事例といえる。また瓦が大量に出土し、瓦を焼いた窯の遺跡も調査されて造営体制も知られる。さらに先行する白鳳寺院跡＝山王廃寺、古代東山道の官道・参道、そして上野国府（国衙）・群馬郡家（郡衙）など、関連する在地遺跡との関係も調査が進みつつある。こうした検討により、上野国分寺・国分尼寺をめぐる、東アジア・律令国家・東国諸国・国内諸郡などの境界を越えた多様な地域間交流の展開が明らかになるのではないか。上野国分寺・国分尼寺とその時代の解明を通して、列島各地域の歴史が、多様な地域間交流のなかで多元的・重層的に展開した古代史像を再検討できるように思う。

## 1. 国分寺・国分尼寺の建立

### 1.1 国分寺

中国の大雲寺 則天武后

天平時代の天候不順・不作・天然痘流行（七三七年）・藤原廣嗣の乱（七四〇年）

聖武天皇と光明皇后 故藤原不比等の食封（給与）を財源

鎮護国家思想と「国家仏教」 仏教東伝の「華」「国華」

「国家仏教」による国家的・社会的平和の追求

天平十五年（七四三）大仏造立の詔→天平勝宝四年（七五二）大仏開眼供養  
長引く国分寺建立と地方豪族による助力要請・献物叙位

天平年間には、諸国における飢饉や災害、七三七年の疫疾（天然痘）の全国展開によって社会的な不安定が広まった。また中央政界における貴族たちの政治的対立は、天平十二年（七四〇）九月の藤原広嗣の乱によって危機が現実化した。聖武天皇は平城京をあとにして行幸し、乱の終息後も恭仁京（京都府木津川市）から難波宮（大阪市）・紫香楽宮（滋賀県甲賀市）へと遷都を続けたことは、中央政界の混乱を象徴している。藤原式家の藤原広嗣の乱を受けて、天平十三年（七四一）正月に、故太政大臣藤原不比等家が得ていた経済的財源の封戸五千戸の返納を光明皇后は願い出た。この願いに対して、聖武天皇は、三千戸を国分寺の造仏料とすることを定めている。諸国の国分寺造営の財源として、光明皇后が返上した故藤原不比等食封三千戸が存在したこと、すなわち藤原氏の提供した食封が国分寺建立の引き金となったことは、留意してしかるべきであろう。

○『続日本紀』天平十二年（七四〇）六月甲戌条

天下の諸国をして毎国に法華経十部を写し、并せて七重塔を建てしむ。

○『続日本紀』天平十二年（七四〇）九月己亥条

四畿内・七道の諸国に勅して曰はく、「比来、筑紫の境に不軌の臣有るに縁りて、軍に命せて討伐たしむ。願はくは、聖祐に依りて百姓を安みせむことを。故に今國別に觀世音菩薩像壱躯、高さ七尺なるを造り、并せて觀世音経一十巻を写せ」とのたまふ。

○『続日本紀』天平十三年（七四一）正月丁酉条

故太政大臣藤原朝臣の家、食封五千戸を返し上る。二千戸は、旧に依りて其の家に返し賜ふ。三千戸は、諸国の国分寺に施し入れて、丈六の仏像を造る料に充つ。

## 1.2 国分寺建立の詔

聖武天皇が発した国分寺建立の詔は、『続日本紀』では天平十三年（七四一）三月乙巳（二十四）条にかかげるが、『類聚三代格』の勅をはじめこの詔を引く詔・太政官符などの諸史料では、二月十四日としている。

○『続日本紀』天平十三年（七四一）三月乙巳（二十四）条（国分寺建立の詔）

詔して曰はく、「朕、薄徳を以て忝くも重き任を受けたのはる。政化弘まらず。寤寐に多く懸づ。古の明主は、皆光業を能くしき。国泰く人樂しう、災除り福至りき。何なる政化を脩めてか、能くこの道に臻らむ。頃者、年穀豊かならず、疫癪頻りに至る。懸懼交集りて、唯勞きて己を罪へり。是を以て、広く蒼生の為に遍く景福を求めむ。故に、前年に使を駆せて、天下の神宮を増し飾りき。去歳は普く天下をして、釈迦牟尼仏尊像の高さ一丈六尺なる各一鋪を造らしめ、并せて大般若経各一部を写さしめたり。今春より已來、秋稼に至るまで、風雨順序ひ、五穀豊かに穫らむ。此れ乃ち、誠を徵して願を啓くこと、靈覲答ふるが如し。載ち惶り載ち懼ぢて、自ら寧きこと無し。経を案ふるに云はく、「若し有らむ国土に、此の經王を講宣し誦誦し、恭敬供養し、流通せむときには、我ら四王、常に來たりて擁護せむ。一切の災障も皆消滅せしめむ。憂愁・疾疫をも亦除差せしめむ。所願心に遂げて、恒に歡喜を生せしめむ」といへり。宜令天下の諸国をして各七重塔一区を敬ひ造らしめ、並せて金光明最勝王経・妙法蓮華経一部を写さしむべし。朕また別に擬りて、金字の金光明最勝王経を写し、塔毎に各一部を置かしめむ。冀はくは、聖法の盛、天地と与に永く流り、擁護の恩、幽明を被りて恒に満たむことを。その造塔の寺は、兼ねて国華とせむ。必ず好き処を折ひて、實に久しく長かるべし。人に近くは、薰臭の及ぶ所を欲せず。人に遠くは、衆を勞はして帰集することを欲はず。国司等、各宜務めて嚴飾を存ち、兼ねて潔清を尽すべし。近く諸天に感け、臨護を庶幾ふ。遐邇に布れ告げて、朕が意を知らしめよ。また、毎国の僧寺に封五十戸、水田一十町施せ。尼寺には水田十町。僧寺は、必ず廿僧有らしめよ。その寺の名は、金光明四天王護国之寺とせよ。尼寺は一十尼。その名は法華滅罪之寺とせよ。両寺は相去りて、教戒を受くべし。若し闕くこと有らば、即ち補ひ満つべし。その僧尼、毎月の八日に必ず最勝王経を転読すべし。月の半に至る毎に戒羯磨を誦せよ。毎月の六斎日には、公私ともに漁獵殺生すること得ざれ。国司等、恒に検校を加ふべし」とのたまふ。

この詔において、諸国の国ごとに建立が求められた国分寺（金光明四天王護国之寺）・国分尼寺（法華滅罪之寺）の造営は、当然諸国の国司等に対して命じられている。国府からそう離れない清浄の地に七重塔などの立派な伽藍をもつ国分寺・国分尼寺を建立し、国内の地方仏教・地方寺院を指導する拠点とすることが国司に求められたのであった。国分寺跡・国分尼寺跡の遺跡のあり様によって周知のように、諸国の国分寺は必ずしも画一的な均一プランによって造営されたものではなく、それぞれの国ごとに個性のある伽藍配置や建物群の構成・構造をもっており、このことはそれぞれの国司が主体となって国分寺の造営に当たったことを明瞭に示している。

## 2. 国分寺・国分尼寺の建立と地域社会

### 2.1 国分寺・国分尼寺の建立と国司

国司たちによる国分寺・国分尼寺の造営は、きわめて大規模な建設事業であったために、順調には進まなかった。『続日本紀』天平十九年（七四七）十一月己卯条が示すように、諸国司らの「怠慢」によって国分寺の造営は寺地の選定すら遅れている状況が指摘されている。国分寺の伽藍が一旦造営されたあとにおいても、国司による伽藍建物の維持・管理が行き届かない場合があったことが知られる。『類聚三代格』の天平神護二年（七六六）八月十八日太政官符・神護景雲元年（七六七）十一月十二日勅によれば、急ぎ建てられた国分寺の塔・金堂など中心伽藍が完成したあとも、その維持がおろそかになり朽損が進む状況が指摘され、国司の怠慢が責められている。

国司が国分寺の諸施設の維持を担うべきことは、伽藍建物が大切な国有財産であり、その破損はただちに修理すべきことに、うかがえる。国司の交替に際しては、国分寺の建物・資財に破損がないこと、破損した場合は国司の任期中に修理を済ませていることを前任国司と新任国司との間で確認する必要があった。その原則は、十一世紀の長元三年（一〇三〇）『上野国交替実録帳』によても貫かれている。もっともこの時代には、すでに国分二寺や定額寺の堂塔雜舎や資財などの多くが「無実」となってしまっている。

### 2.2 国分寺・国分尼寺の建立と郡司

#### （1）郡司による国分寺造営主當

天平十三年（七四一）の国分寺建立の詔では、国司に対して国分寺の造営が命じられたが、国司のもとで国内の諸郡の負担や協力がなくては大規模な造営事業は進まなかった。天平十九年（七四七）十一月には、国分寺造営が国司等の「怠緩」によって進まないことを受けて、使者を諸道に派遣して国司・國師とともに国分寺造営を促進させることになった。それとともに、事に堪える郡司が主當して三年以内に「塔・金堂・僧坊」を造り終えたり、修造に勤めた郡司に対しては、「子孫絶えることなく郡領司に任ずる」という恩典を示して、郡司たちの協力を募っている。国司の力だけではなかなか進まない国分寺造営の実情をふまえ、郡司たちの協力を求める方向が明示されたのである。また、「塔・金堂・僧坊」の造営を急いだ様子が知られ、国分寺の伽藍等建物のうちどの建物から造営が急がれたのかが理解でき、遺跡の上での造営の先後関係との比較が望まれる。とくに今回の上野国分寺跡の発掘調査では、塔と金堂が横に並列することが明らかになり、二つの伽藍建築の先後関係を考える際の参考となろう。

#### （2）地方豪族による国分寺への知識物と献物叙位

郡司など地方豪族による国分寺造営への協力を求める手法として、国分寺への知識物の奉納を募るために、「献物叙位」の制度が利用された。当國の国分寺に知識物を大量に奉納した郡司・地方豪族に対して、外從五位下への叙位などによって報いるという方法である。『続日本紀』には、諸郡の郡司氏族や地方豪族による国分寺への知識物奉納に対する、天平勝宝元年（七四九）の叙位の例がみられる。国分寺造営は、国司に命ずるだけではなかなかはかどらなかったのであり、子孫の郡司任命とか貴族の位階への叙位などという恩典を用意してまで地方豪族たちの国分寺造営への協力を積極的に求めなくてはならない状況が、在地社会にはあった。

#### ○『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）五月戊寅条

上野国碓氷郡人外從七位下石上部君諸弟、尾張国山田郡人外從七位下生江臣安久多、伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各献当国々分寺知識物。並授外從五位下。

#### ○『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）閏五月癸丑条

飛驒国太野郡大領外正七位下飛驒国造高市麻呂、上野国勢多郡少領上毛野朝臣足人、各献当国々分寺智識物。並授外從五位下。

### (3) 地方豪族と国分寺

九世紀半ばの承和二年（八三五）に神火で焼失してしまった武藏国分寺の七重塔の再建を、承和十二年（八四五）になって前男衾郡司である壬生吉志福正が請け負っている。

武藏国分寺七重塔は、承和二年（八三五）の焼失後も武藏国司は再建しないままに放置してきたのを、前男衾郡司が再建を願い出て許されたのであった。武藏国分寺跡において塔心礎をはじめとした礎石群と基壇が残り、焼けた瓦などが出土する遺構がこの時の承和再建塔の遺跡と考えられる。近年の国分寺市による発掘調査によって、西側に深さ二㍍に及ぶ緻密な版築をもつ塔基壇の基礎地業跡がもう一つ見つかり、版築内から九世紀中頃の須恵器が出土した。前郡司による九世紀の再建工事において、きわめて精密な工法が手抜きなく施行されていたことは、注目される。九世紀中頃の国分寺の塔再建の技術体系が、郡司らの地方豪族に負うものであったのか、あるいは財源を地方豪族に負いながらも国司や国分寺僧が技術体系を掌握していたのかは、さらに検討が必要であろう。

### (4) 国分寺造営と国家財政

平安時代の文人貴族三善清行の、延喜十四年（九一四）四月の『意見十二箇条』には、

「…天平に及りて、弥（いよいよ）尊重をもてす。遂に田園を傾けて、多く大寺を建つ。堂宇の崇（たか）く、仏像の大なること、工巧の妙、莊嚴の奇、鬼神の製のごとくなるあり。人力の為（しわざ）に非ざるに似たり。また七道諸国をして国分二寺を建てしむ。造作の費、各その国の正税を用ひたりき。ここに天下の費、十分にして五。」として、大仏造立・東大寺造営とともに諸国国分寺の建立は、破格の規模による国家財政への負担の大きさゆえに、厳しく批判されている。

## 3. 国分寺文化圏

### 3.1 国分寺の諸機能

僧尼令 僧尼による民間布教の制限

総合施設としての寺院

塔・金堂・講堂・南門・回廊・経蔵・鐘楼・僧坊・食堂・厨・湯屋・南大門・門・築地・正倉院／苑（園・花苑・薬院・賤院・馬屋／

政所・造営官司、寺領（莊園・封戸・動産・奴婢）経営官司、木工・金工・鑄造・造仏工房、厨

宗教・政治・経済・社会・文化・学問・芸術・医療・福祉・環境

教会・官庁・建設大企業・大学・図書館・福祉施設・病院・薬局・楽団・劇団

国内仏教の統括 国師（僧官）→講師（講師院・講院）

郡寺・地方豪族氏寺との関係

中央寺院や戒壇（東大寺・下野藥師寺）との関係

三綱…上座・寺主・都維那 壇越

「伽藍縁起並流記資財帳」…寺院資財

写経の存在 紫紙金字最勝王経（聖武天皇筆）など

法会の開催 燃灯供養・万灯会（灯明皿）

舞楽面・楽器の存在 1030年（長元三）『上野国交替実録帳』

寺領・寺辺所領・寺域・奴婢などの所有

銭・財の出舉による周辺社会・民衆との関係

寺院周辺民衆による信仰 宮都の大安寺と周辺民衆との関係（『日本靈異記』）

門前や近辺における社会的弱者の存在（『日本靈異記』）

地域社会と国分寺 造瓦など造営への参加と地方寺院（郡寺・地方豪族氏寺・村仏堂）

## 国分寺造瓦（中央からの技術扶植）が地域寺院に与えた影響 瓦窯跡と国府・国分寺

### 3.2 国分寺・国分尼寺と地域社会

#### (1) 国分寺と地域社会

国分寺・国分尼寺の存在は、国分寺の造営・維持に関わった人々や仏教を信仰するようになった周辺の人々など、在地社会と多面的なつながりをもつことになったと思われる。国分寺造営に当たり、出土した文字瓦にヘラ書などで名を記した人々や、国分寺瓦を堅穴住居の竈に利用する周辺住人の例がある。また、国分寺で開かれる仏教法会にも、僧尼だけでなく在地の熱心な仏教信者の人々が参加することがあったと思われる。国分寺における法会としては、「安居」（安芸国分寺木簡に記載がみえる）、「放生」や大量の灯明皿の出土で判明する万灯会などが指摘できる。

#### (2) 国分寺僧と地域社会

諸国で在地社会の人々が僧侶となる際には、国分寺の僧侶の弟子として仏教を学ぶことからはじまることが多くあった。僧尼令6取童子条によれば、僧尼となったものが、自らの近親（『令集解』古記では「親族」）や郷里（『令義解』では「本貫」）から信心のある童子を選んで供侍させる制度があった。こうした童子がやがて僧侶となるコースがあった。僧侶になる者のなかには、国分寺僧のもとで仏教を学び修行し、得度して度縁を受け、やがて受戒を受けて戒牒を得、正式な比丘となるコースをたどるもののが多かったと思われる。最澄は、はじめ近江国分寺において仏教を学び修行して得度へと進んでいる。また円仁は、はじめ（下野国分寺ではないが）下野国都賀郡の大慈寺（栃木県下都賀郡岩舟町）の僧広智の弟子であったが、最澄の天台宗東国布教を支えたことで著名な広智は、瑞祥によって近郷の円仁の誕生を知り、幼少時から弟子に取って育てたという伝承がある。

### おわりに

国分寺・国分尼寺の造営と地域社会との関係についてみてきたが、これから国分寺・国分尼寺研究に際して課題となる視点を指摘しておきたい。

第一に、国分寺の造営と在地社会との関係を双方向からとらえる視点の必要性である。国分寺に葺かれた文字瓦の郡名・人名記載の評価で、負担なのか知識なのかで説が分かれることにみられるように、寺院造営を国家による在地社会に対する上からの賦課・負担としてとらえるのか、在地社会の郡や民衆による知識・寄進としてとらえるのかという二つの方向からの見方があり得る。これは、一つの出来事の両面ととらえるべきであろう。

第二に、国分寺・国分尼寺造営をめぐって、国司と郡司の関与の仕方を比較・対比して検討する視点である。民衆を造営などの労役に動員する方法として、律令制の負担としては年間六〇日（のち三〇日）を限度とする「雜徭」があるが、雜徭の差発権は国司が持っている。ただし、実際の民衆の動員にあたっては、郡司の関与するところも多かった。また、工賃を支払って民衆を労働に使う「和雇」もあるが、雇用といいながら強制的な側面もうかがえる場合がある。こうした制度と実態のズレに関しては、史料批判に務めて客観的な知見を深めることが求められる。

第三には、手工業編成の技術的問題をめぐる比較研究への視点である。遺構・遺物に対するとくに考古学的・保存科学的な検討が望まれる。国分寺で採用された様々な造営技術が、京・畿内の国家的寺院の造営技術また渡来系技術をどの程度取り入れたもので、それまでの在地社会における地方寺院造営技術をどの程度ふまえたものであるか、という視点から、遺構・遺物にみられる技術の分析のさらなる追求を期待したい。

### 参考文献

- 佐藤 信『出土史料の古代史』東京大学出版会、2002年
- 佐藤 信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、2007年
- 佐藤 信「古代地方豪族の漢字文化受容と文学」『無名の万葉集』笠間書院、2005年
- 須田勉・佐藤信編『国分寺の創建—思想・制度編一』吉川弘文館、2011年
- 須田勉・佐藤信編『国分寺の創建—組織・技術編一』吉川弘文館、2013年
- 三舟隆之『日本古代地方寺院の成立』吉川弘文館、2003年